

財 関 第 4 4 2 号  
平成29年3月31日

各 稅 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 梶川 幹夫

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成29年4月1日（ただし、下記第8については、5月20日、第2、第9、第19及び第21については、6月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙5 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ

るよう改める。

第6 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

1. 税関様式C第1002号－1を別紙7－1のように、税関様式C第1180号を別紙7－2のように、税関様式C第5898号を別紙7－3のように改める。
2. 税関様式T第1180号を別紙7－4のように改める。
3. 税関様式T第1685号の次に別紙7－5を加える。
4. 税関様式P第8030号及び税関様式P第8040号を削る。
5. 税関様式P第8015号の次に別紙7－6及び別紙7－7を加える。
6. 税関様式V第1030号を別紙7－8のように改める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙7－9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第8 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式C第5360号を別紙8－1のように改める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙8－2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第9 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

税関様式C第2240号を別紙9－1のように、税関様式C第2250号を別紙9－2のように改める。

第10 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第11 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第12 輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日蔵関第336号）の一部を次のように改正する。

別紙12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第13 アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて（平成13年3月29日財関第271号）の一部を次のように改正する。

別紙13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第14 輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成15年8月22日蔵関第889号）の一部を次のように改正する。

別紙14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第15 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成18年2月1日財関第118号）の一部を次のように改正する。

別紙15「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて（平成19年5月30日財関第710号）の一部を次のように改正する。

別紙16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第17 税関官署の開庁時間について（平成20年3月31日財関第348号）の一部を次のように改正する。

「函館税關における税関官署の開庁時間について」を別紙17のように改める。

第18 税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）の一部を次のように改正する。

別紙18「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第19 税関発給コードの発給に係る事務処理要領についての一部を次のように改正する。

別紙19「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第20 輸出入・港湾関連情報システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙20－1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。
2. 別紙様式M－101号を削る。
3. 別紙様式M－700号を別紙20－2のよう改める。

第21 輸出入・港湾関連情報システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙21 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて（平成26年11月19日財関第1186号）の一部を次のように改正する。

別紙22 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。